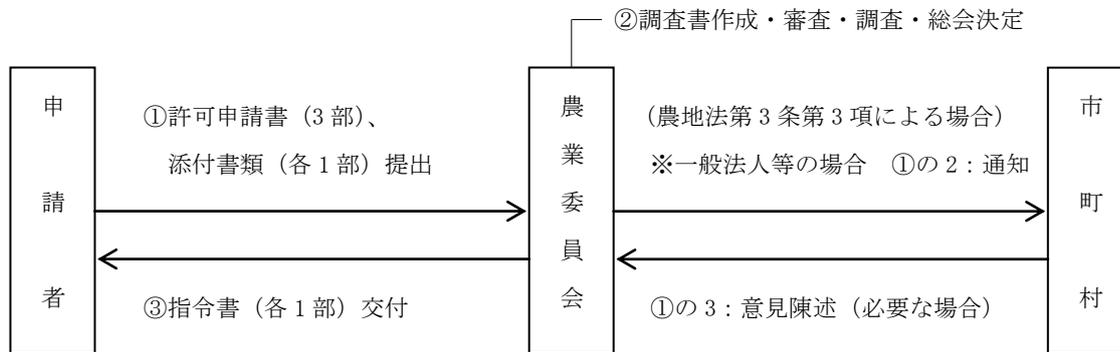


● 許可申請手続きの流れ（二戸市の場合）

1 農地のままでの権利移動の許可（農地法第3条）



◎ 許可申請手続

(1) 許可申請書様式

「農地法第3条の規定による許可申請書（様式第1号）」

(2) 許可申請書の提出部数

許可申請書 3部、添付書類 各1部

(3) 申請

許可申請は、農地等の権利を取得しようとする者と、その権利を譲渡しようとする者の連署とします。

ただし、農地法施行規則第10条第1項ただし書に該当する次の場合は、単独で許可申請することができます。

ア 競売若しくは公売又は遺贈その他の単独行為による場合（競売・公売の場合は、買受人。遺贈の場合は、遺言者又はその相続人若しくは遺言執行者）

イ 判決が確定した場合

ウ 裁判上の和解又は請求の認諾があった場合

エ 民事調停法により調停が成立した場合

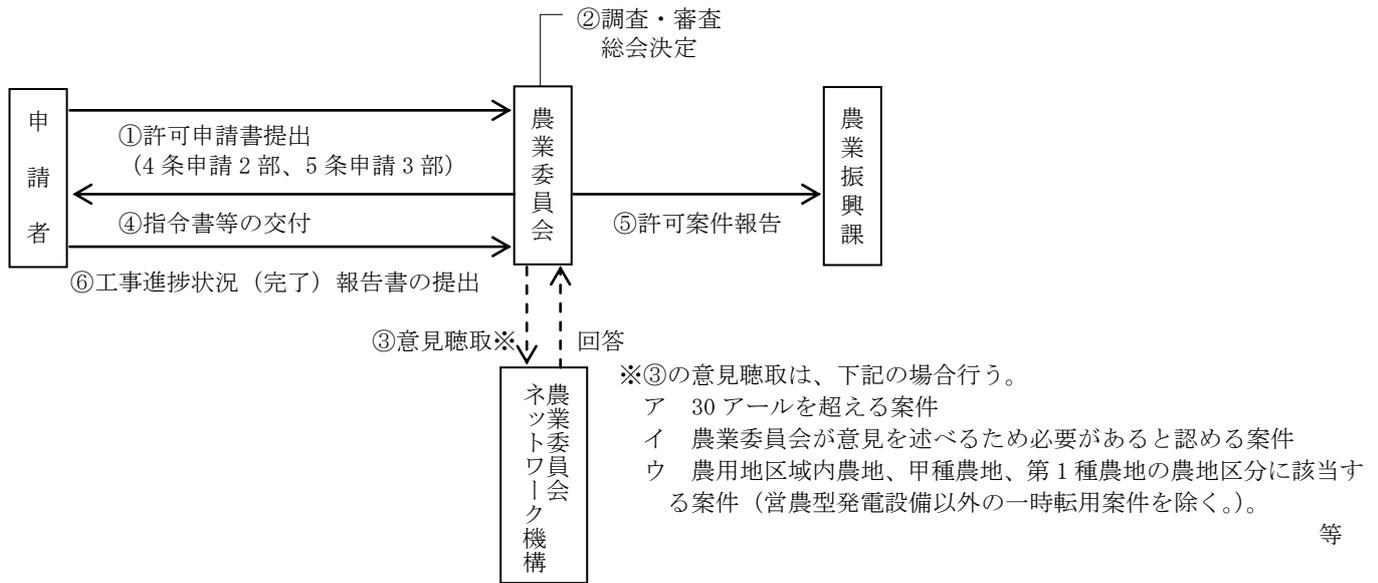
オ 家事事件手続法により、審判が確定し、又は調停が成立した場合

(4) 添付書類

許可申請書には、別表「農地法許可申請に係る必要書類」に掲げる書類を添付してください。

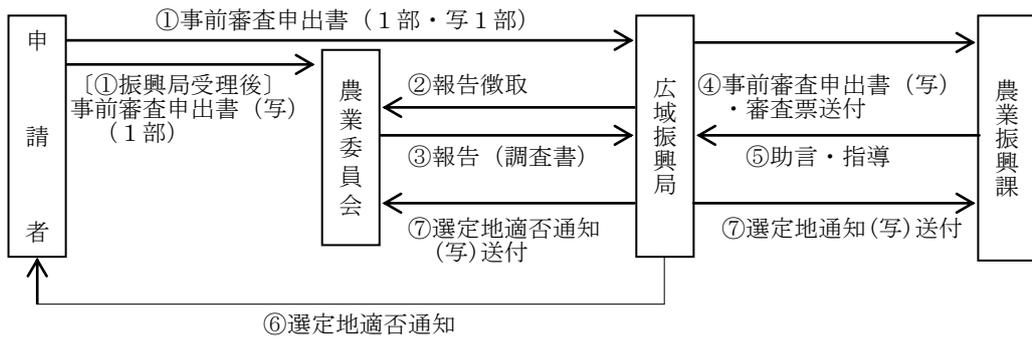
2 農地転用の許可（農地法第4条、第5条）

(1) 知事より権限委譲を受けた市長から事務委任された農業委員会が許可する場合（2ha 又は 4ha 以下）

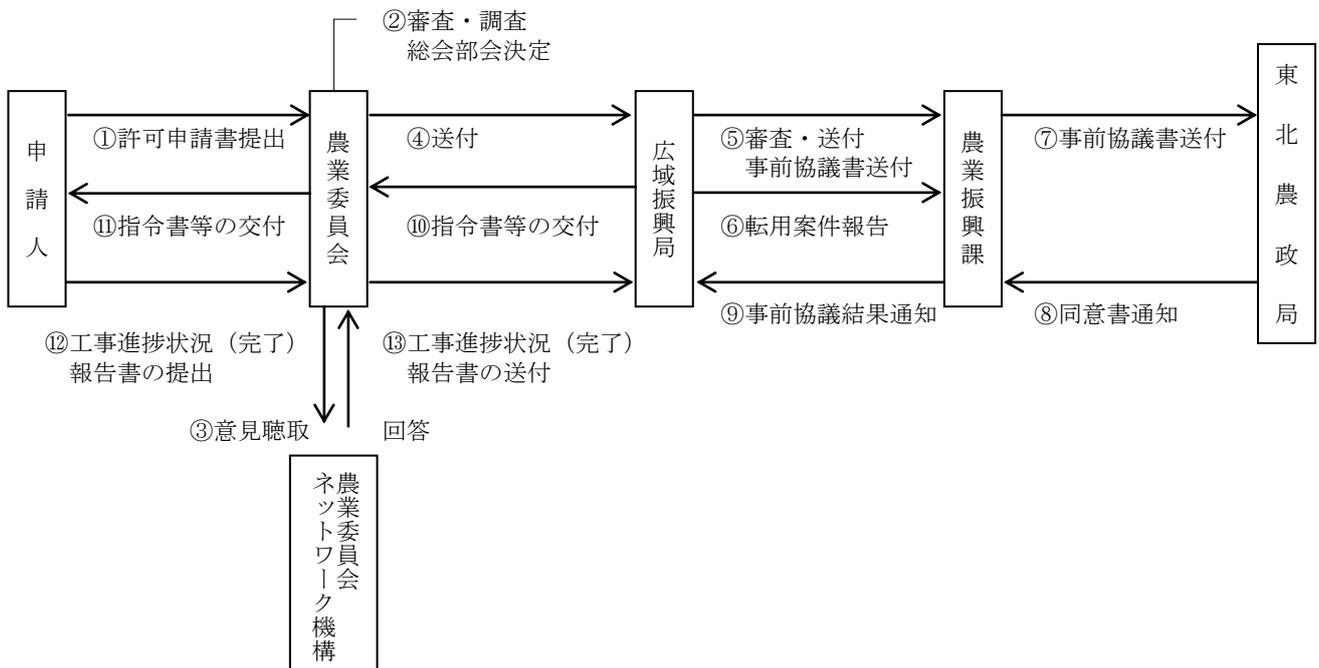


(2) 知事の許可権限に係る申請で農林水産大臣の協議を要する申請の場合（4ha 超）

ア 事前審査



イ 許可申請



◎ 許可申請手続

(1) 許可申請様式

| 申請内容の別 | 申請書様式 |
|----------------------------------------|------------------------------|
| 自らが耕作する農地を転用するため許可を受けようとする場合 | 農地法第4条の規定による許可申請書（様式第33号ア～エ） |
| 転用の目的で農地等について権利を移転又は設定するため許可を受けようとする場合 | 農地法第5条の規定による許可申請書（様式第34号ア～エ） |

(2) 許可申請書の提出部数

許可申請書 農地法第4条申請 2部・農地法第5条申請 3部、添付書類 各1部

(3) 申請

ア 許可を申請する者は、農地法第4条の場合には農地を転用する者とし、農地法第5条の場合には転用の目的で農地等の権利を設定し、又は移転しようとする者の連署とします。

ただし、その申請に係る権利の設定又は遺贈その他の単独行為による場合及びその申請に係る権利の設定又は移転に関し、判決が確定し、裁判上の和解若しくは請求の認諾があり、民事調停法により調停が成立し、又は家事審判法により、審判が確定し、若しくは調停が成立した場合には、この限りではありません。

イ 農地法第5条の許可を申請しようとする者で、その申請に係る農地の面積が4ヘクタールを超える場合は、農地の権利者と用地取得の交渉に入る前に、「農地転用事前審査申出書（様式第35号）」を直接県北広域振興局（久慈市）宛てに提出して、事前審査の手続を了した上で、本申請の内示を得たものでなければなりません。

(4) 添付書類

許可申請書には、別表「農地法許可申請に係る必要書類」に掲げる書類を添付してください。